

江戸川区子どもの権利擁護委員

令和3年度活動報告

江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員一覧

職名	氏名	職業等
代表擁護委員	有村 久春	東京聖栄大学教授
擁護委員	工藤 寛泰	弁護士
擁護委員	熊澤 美帆	弁護士
擁護委員	小松 佳子	公認心理師
擁護委員	角南 和子	弁護士

1 江戸川区子どもの権利擁護委員の概要

(1) 江戸川区子どもの権利擁護委員

江戸川区子どもの権利擁護委員は、江戸川区子どもの権利条例の「江戸川区は子どもの思いを受け止め、相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます」という規定に基づき、子どもの権利侵害からの速やかな回復を目的に、区長と教育委員会の附属機関として、江戸川区子どもの権利擁護委員設置条例により、令和4年2月1日から設置されています。

擁護委員は職務に関して守秘義務があり、区は擁護委員の独立性を尊重し、擁護委員の職務に協力します。また、保護者、区民、関係機関は、擁護委員の職務に協力するように努めます。

擁護委員の職務は以下のとおりです。

- ① 子どもの権利侵害を回復するため、必要な助言及び支援を行うこと。
- ② 子どもの権利侵害を回復するための調整及び要請を行うこと。
- ③ 子どもの権利侵害に係る調査を行うこと。
- ④ 子どもの権利侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利を擁護するため、必要な理解を広めるとともに、江戸川区、保護者、区民及び関係機関の連携を推進すること。

擁護委員は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするための教育委員会の附属機関を兼ねており、具体的には、区立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合に、教育委員会の諮問を受け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(2) 江戸川区子どもの権利条例

江戸川区子どもの権利条例は、子どもは生まれたときから権利の主体としてその権利が守られることを地域の共通理解とし、行政機関、家庭や学校をはじめとした地域社会全体で子どもの育ちを支えていくための考えや取組を推進して、子どもの権利擁護に対する気運をさらに高め、子どもの最善の利益を実現することを目指し、令和3年6月に制定、7月に施行しました。

条例の概要は、以下の①から⑥のとおりです。

- ① 江戸川区全体で子どもの権利を大切に守っていくために、子どもの権利に対する区の基本的な考えを示す理念条例です。権利の主体である子ども自身に理解してもらえるように、漢字には全てふりがなをふるなど、子どもにもわかりやすい表記としています。
- ② 「子ども」とは、原則として区内に在住・在学・在勤または活動する18歳未満の者を対象とします。
- ③ 子どもが健やかに成長していくために、「生存・発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」の4つの権利について、区全体で特に大切にしていきます。
- ④ 児童の権利に関する条約、ともに生きるまちを目指す条例の考えをもとに、子どもの大切な権利や区・保護者・区民・学校等の役割を規定しています。
- ⑤ 区全体で子どもの権利侵害を早期に発見し、その回復のための支援に努め、区は子どもの相談に応じ、子どもが安心して育つことができる体制を整えます。
- ⑥ 区は、子どもの権利の普及啓発に努めます。

2 相談・対応状況

(1) 相談受付実績

えどがわ子どもの権利ほっとラインは、年末年始・祝日を除く毎週火曜・木曜の13時から18時、土曜の10時から15時に相談受付しています。

令和3年度（令和4年2月1日～令和4年3月31日）の相談受付日数は26日間です。

(2) 相談受付件数

令和3年度に受け付けた相談件数は3件です。

(3) 対応状況

令和3年度に受け付けた相談3件のうち、2件は終結し、1件は次年度に継続となっています。

(4) 相談内容

相談内容の内訳は、「友人関係に関すること」が1件、「学校に関すること」が1件、「行政機関の対応について」が1件となっています。

(5) 相談者

相談者は、「子ども本人」が3件となっています。

(6) 相談経路

相談方法は、区公式ホームページの子どもの権利ほっとライン相談受付メールフォームによる相談が3件です。

子どもの権利ほっとラインについてどこで知ったかについては、「児童・生徒用タブレットを見て知った」が1件、「その他」が1件、「不明」が1件です。

(7) いじめ防止対策推進法に基づく附属機関としての活動

いじめ防止対策推進法に基づく教育委員会の附属機関としての活動は、令和3年度はありませんでした。